

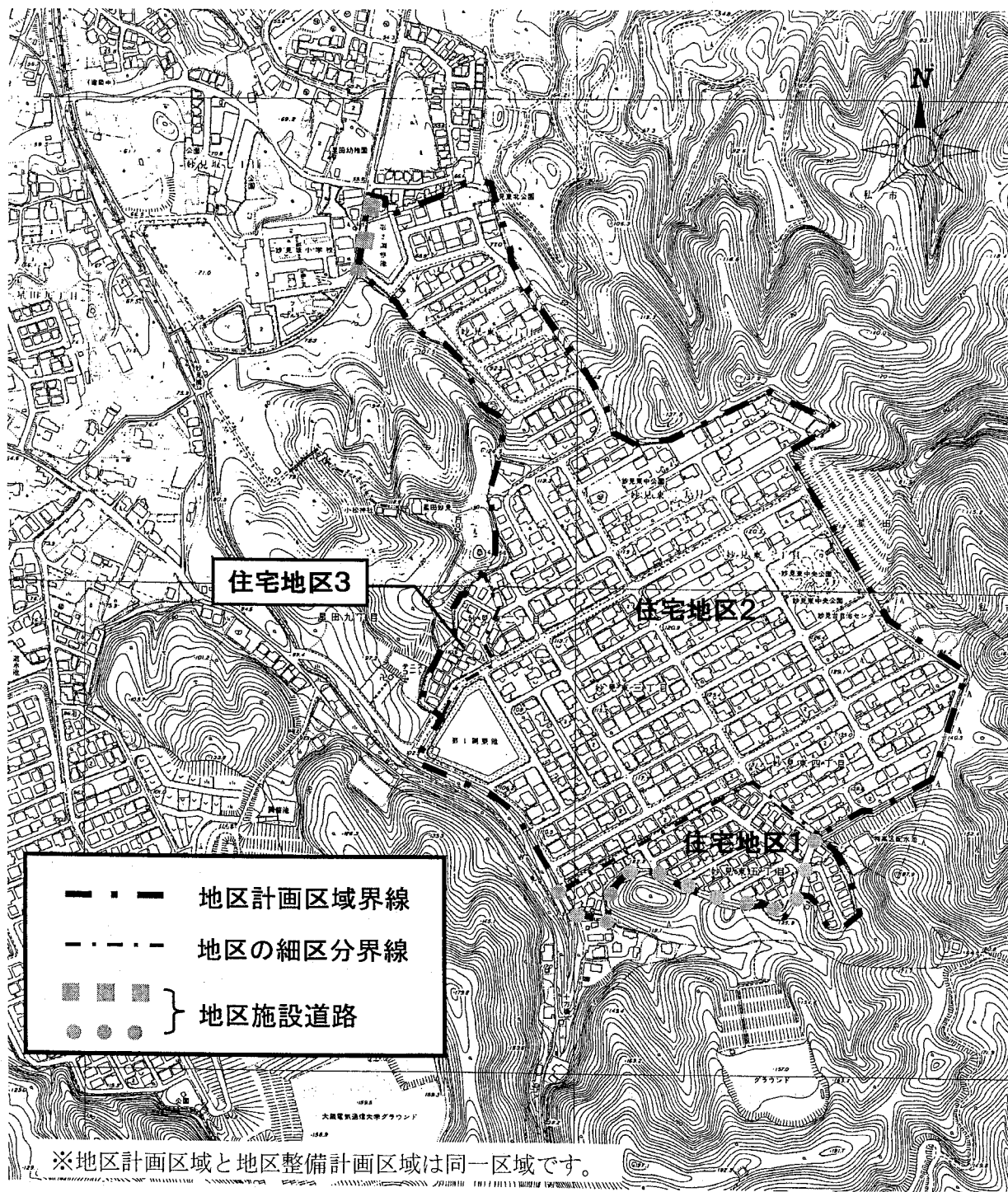
妙見東地区地区計画(地区整備計画)概要

地区の細区分		住宅地区1	住宅地区2	住宅地区3
基本となる規制等	用途地域	第一種低層住居 専用地域 容積率 100% 建ぺい率 50% 外壁後退 1m	第一種低層住居 専用地域 容積率 80% 建ぺい率 40% 外壁後退 1.5m	第一種低層住居 専用地域 容積率 100% 建ぺい率 50% 外壁後退 1m
	高度地区	第一種高度	第一種高度	第一種高度
	その他	砂防指定地あり、宅造規制区域内、法22条適用、生産緑地地区あり (詳細な内容及び他の規制状況等について別途確認してください。)		
地区整備計画により追加される建築物等に関する制限	建築物等の用途	長屋、共同住宅、寄宿舎、 下宿は建築できない。	長屋、共同住宅、寄宿舎、 下宿は建築できない。	長屋、共同住宅、寄宿舎、 下宿は建築できない。
	敷地面積の最低限度	150㎡	210㎡	150㎡
	高さの最高限度	8.5m	8.5m	8.5m
	外壁等の位置	—————		
	形態、意匠	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとし、看板、広告板についても、周辺の環境を損なわないものとする。		
	かき、さくの構造	道路に面するかき、さくは生垣、ネットフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。 ただし、次に掲げるものは除く。 (1)高さが0.6m以下のもの (2)門 (3)門の袖で長さが2m以下のもの		
地区施設	地区施設道路 6. 9m 4. 95m 3. 45m			

都市計画決定	昭和61年 7月30日	建築条例施行	昭和61年7月30日
変更	平成17年 3月 7日	改正条例施行	平成17年 3月 7日
変更	平成23年10月21日	改正条例施行	平成20年 3月28日
		改正条例施行	平成23年10月21日
		改正条例施行	平成24年 6月18日

※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

妙見東地区地区計画区域概要図



これは、地区計画区域、地区整備計画の細区分及び地区施設の概要を表示したものです。
制限内容、区域界及び地区施設の配置等の詳細については担当課にて確認して下さい。